

「マイナ保険証」「資格情報のお知らせ」「資格確認書」のQ & A

令和7年12月1日

	ご質問	No.	回答	更新
マイナ保険証関係	転職後、すぐに医療機関等にかかりたい。いつからマイナ保険証を使えるのか知りたい。	1	マイナ保険証で受診するためには、新規加入時や再雇用時などの被保険者等記号・番号の変更に伴い、マイナンバー・氏名・生年月日・性別・住民票上の住所が正確に記載された資格取得届（または被扶養者異動届）をご提出いただくことが必須です。当組合では、届書が提出されてから5日以内のデータ登録完了を見込んでおり、データ登録後に連携が完了するとマイナ保険証による受診が可能となります。データ登録完了後に「資格情報のお知らせ」を郵送いたしますので、登録された資格情報などに誤りがないかご確認をお願いします。なお、マイナポータルにログインし、最新の資格情報に更新されていることを確認できれば、「資格情報のお知らせ」の到着を待たずにマイナ保険証による受診が可能です。	
	医療機関等でオンライン資格確認を利用したら「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示された。なぜこうした事象が起こるのか。	2	転職等により加入する医療保険の資格変更があった場合には、資格変更後の保険者が、事業主から資格取得届の提出を受けて、新たな資格情報をオンライン資格確認等システムに登録します。 事業主から当組合への届出は5日以内とされており、また、当組合では、事業主による届出から5日以内にデータ登録を行うこととしています。データ登録まではすみやかに実施しておりますが、入社一届出→データ登録の間、一定のタイムラグが発生するため、この間に医療機関等でオンライン資格確認を利用すると、「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示される場合があります。 また、オンライン資格確認等システムにおいては、新規データ登録時にマイナンバー、氏名、性別、生年月日、住民票上の住所に対するシステムチェックを行っています。データ登録時の誤りを防止するために、誤りの疑いがある場合には、オンライン資格確認等システムへの連携を一時的に止めて、当組合において確認を行っています。当該確認の期間中に医療機関等でオンライン資格確認を利用した場合にも「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示されることがあります。	
	マイナ保険証を保有しているが、届出後すぐに受診が必要な場合は、保険診療を受けることができるか。	3	緊急でやむを得ない場合は、仮に医療機関等でマイナ保険証による資格確認を行うことができない場合でも、医療機関等に用意された「被保険者資格申立書」を記入し、申し立てることで保険診療を受けることができます。その際、保険者等に関する事項については下記のとおりご記入ください。 保険種別：社保 保険者等名称：出版健康保険組合 事業所名：お勤めの会社名等 一部負担金の割合：通常「3割」ですが、70歳以上の方は「2割」の場合があります。 ご不明な場合は 適用課03-3292-5005 大阪支部業務課06-6944-4300までお問い合わせください。	
	子どもが修学旅行に参加するときなどマイナ保険証を持たせることができない。いかがするべきか。	4	学校行事等において、児童・生徒本人がマイナ保険証を持参することが容易ではないときは、学校教員等の管理監督の下で、なりすましが起こることは想定され難いことから、マイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルを印刷したものや資格情報のお知らせの写しを医療機関等に提示することで保険診療が可能です。	
	電子証明書の利用解除	5	①マイナ保険証の利用登録を、自ら解除申請した場合。 ②電子証明書の有効期限満了日が属する月の末日から3か月の期間を経過しても電子証明書が更新されない場合。	
	マイナンバーカードの電子証明書が無効になる条件にはどのようなものがあるか。	6	①紛失、盗難等により、証明書の一時停止をコールセンターに申し出た場合。 ②利用者用電子証明書の有効期限を延ばすために失効処理を行った場合（国外転出）。 ③JPKI（公的個人認証サービス）利用者ソフトを利用して、自ら電子証明書の失効手続きを行った場合。 ④マイナンバーカードが磁気不良または著しく損傷し、失効処理を行った場合。 ⑤住所や氏名変更に伴い、追加記載欄の余白がなくなり、新しいマイナンバーカードを発行した場合。 ⑥本人の希望（顔写真の変更等）でマイナンバーカードを再申請した場合。 ⑦転出予定日から30日、転入した日から14日を経過しても転入届を行わなかった場合。 ⑧転出転入に伴うマイナンバーカード継続利用の手続きをしないまま、さらに別の市区町村に転入した場合。 ⑨転入届を提出も、転入日から90日以内に転入先自治体でマイナンバーカードの継続利用の手続きを行わなかった場合。 ⑩個人番号指定請求（個人番号の変更）をした場合。 ⑪マイナンバーカードを自主返納した場合。 ⑫マイナンバーカードの交付時（再交付含む）に、電子証明書の発行を希望しなかった場合。	
	スマートフォンのマイナ保険証は、どの医療機関等でも利用可能か。	7	スマートフォンのマイナ保険証で受診するには、医療機関等にスマートフォン用の汎用カードリーダーが設置してある必要があります。事前にご利用の医療機関等にご確認ください。	
	マイナ保険証利用登録したが、登録解除したい場合はどうすればよいか。	8	当組合のHPの「各種申請書（適用・給付）」コーナーに「マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書」がございますので、必要事項を記載のうえご提出ください。申請に併せて「資格確認書」を交付いたします。	

「マイナ保険証」「資格情報のお知らせ」「資格確認書」のQ & A

令和7年12月1日

	ご質問	No.	回答	更新
「資格情報のお知らせ」に関する お問い合わせ 関係	「資格情報のお知らせ」を交付する趣旨は何か。	9	<p>資格取得後等に、オンライン資格確認等システムにデータ登録が完了したことや、負担割合の変更（70歳以上の加入者のみ）をお知らせするために交付します。</p> <p>また、健康保険の給付金や保健事業などの各種申請、お問い合わせの際に必要となる「被保険者等記号・番号」を把握していただくために交付します。</p> <p>なお、医療機関等でマイナ保険証の読み取りができないなど例外的な場合において、マイナ保険証と併せて受付に提示することで受診することができます。</p> <p>※「資格情報のお知らせ」のみで受診することはできません。</p>	
	「資格情報のお知らせ」は手元にないが、すぐに自身の資格情報を確認したい場合はどうすればいいのか。	10	<p>スマートフォンのマイナンバーカード認証を用いてマイナポータル（政府が運営するオンラインサービス）にログインすることで、「資格情報のお知らせ」と同様の資格情報を確認することができます。また、マイナ保険証が医療機関等で利用できなかった場合、スマートフォンのマイナポータルで最新の資格情報を画面表示し、マイナ保険証と併せて受付に提示することで「資格情報のお知らせ」と同様に受診できるため、「資格情報のお知らせ」を常に紙で持ち歩く必要はありません。</p>	
	「資格情報のお知らせ」の再交付	11	<p>マイナポータルでご自身の資格情報を確認できる場合は再交付いたしませんので、ご自身でマイナポータルにログインして確認してください。なお、マイナポータルにログインできない場合は、当組合のHPの「各種申請書（適用・給付）」コーナーに掲載している「資格情報のお知らせ再交付申請書」をご提出ください。</p>	
	紛失、き損した場合は再交付可能か。	12	<p>記載内容に変更があった場合でも、マイナポータルでご自身の資格情報を確認できる場合は再交付はいたしません。なお、医療機関等で氏名変更前の「資格情報のお知らせ」を提示しての受診は可能です。ただし、医療機関等での申し立てが必要な場合もありますので、医療機関等の指示に従ってください。マイナポータルにログインできない場合は、「資格情報のお知らせ再交付申請書」にて再交付申請してください。なお、70歳以上の方で負担割合に変更があった場合は再交付いたします。</p>	
	有効期限	13	「資格情報のお知らせ」に有効期限はあるのか。	「資格情報のお知らせ」に有効期限はございません。
	回収	14	社員が退職した場合や家族が扶養から外れた場合は回収する必要があるか。	「資格情報のお知らせ」のみでは医療機関等を受診できないため、回収、返却の必要はありませんので、ご自身で破棄していただいて構いません。
	「資格確認書」を交付する趣旨は何か。	15	改正法の施行後（令和6年12月2日以降）はマイナ保険証による受診が基本となります。諸事情によりマイナ保険証を利用できない状況にある方のために、出版健保から「資格確認書」を交付します。「資格確認書」を医療機関等に提示することにより受診することができます。	
	「資格確認書」の交付対象者はどのような者か。	16	<p>原則、以下のようなマイナ保険証を保有していない方、利用できない状況にある方が対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> A マイナンバーカードを保有していない方 B マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証利用登録を行っていない方 C マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除した方 D マイナンバーカードの電子証明書の有効期限（発行から5回目の誕生日）から3か月以上経過した方 E マイナンバーカードを返納した方 F マイナ保険証を紛失、更新中の方 G マイナ保険証での受診が困難で、介助者などの第三者が同行して資格確認を補助する必要がある方 	
	新規加入時の交付	17	新規加入者（被保険者または被扶養者）にかかる資格取得届（または被扶養者異動届）に「資格確認書発行要否」欄があります。申請時にNo.16のA~Fに該当する場合は、当該要否欄にて希望をチェックし、交付を受けてください。なお、No.16のGに該当する場合は、No.22の「資格確認書（再）交付申請書」が必要です。	
	どのような交付方法があるのか。	18	マイナ保険証を保有している方がNo.16のF、G、No.6の①~⑧、⑫に該当した場合で、本人から事業所を経由し（任継・特退の方は直接）「資格確認書（再）交付申請書」（当組合のHPの「各種申請書（適用・給付）」コーナーに掲載）が提出された場合に随時交付します。	
	出版健保からの職権交付	19	国から提供される「職権交付用情報」に基づき、No.16のA~E、No.6の⑨~⑪に該当した場合は、申請によらず当組合から随時事業所宛（任継・特退の方はご自宅）に交付いたします。該当された方にお渡しいただきますようご協力お願いします。	
	No.19の職権交付はどのようなタイミングで実施されるのか。	20	「職権交付用情報」は毎月月初に1回提供されるため、毎月1回職権交付を実施します。	

「マイナ保険証」「資格情報のお知らせ」「資格確認書」のQ & A

令和7年12月1日

	ご質問	No.	回答	更新
資格確認書	マイナ保険証は保有しているが、念のため資格確認書を持っておきたいので交付してもらえるか。	21	資格確認書は、医療機関等でマイナ保険証を利用できない状況にある方（マイナ保険証を保有していない方、介助等を要する方など）に交付するものであるため、マイナ保険証による受診が困難である等の特段の事情がなく、念のため保有したいという申請理由で交付することはできません。	
	マイナ保険証を紛失した。「資格確認書」の発行を依頼したい。	22	マイナ保険証を紛失等した場合は、当組合のHPの「各種申請書（適用・給付）」コーナーに「資格確認書（再）交付申請書」がございますので、必要事項を記載のうえ、事業所を経由して（任継・特退の方は直接）ご提出ください。なお、資格確認書を紛失した場合は、No.30をご確認ください。	
	「資格確認書」の有効期限は。	23	有効期限は5年以内です。「資格確認書」に記載されていますのでご確認ください。	
	社員が退職した場合は返却する必要があるか。	24	有効期限内に退職（または扶養削除）した場合は資格喪失届（または被扶養者異動届）に添付のうえ、事業所を経由して（任継・特退の方は直接）返却してください。期限が切れたものは返却	
	家族が扶養から外れた場合は返却する必要があるか。	25	不要のため、ご自身で破棄してください。退職時等に紛失した場合は、資格喪失届（または被扶養者異動届）に状況を記入してください。なお、「資格確認書」を交付した対象者について	
	期限が切れたものも返却するのか。	26	は、事業所において管理していただきますようご協力をお願いいたします。	
	返却 「資格確認書」が交付された後、有効期限内にマイナ保険証利用登録を実施した場合、自己破棄しても良いか。	27	自己破棄していただいて構いません。 ただし、お勤めの方は事業所に破棄した旨をお伝えください。 また、事業所におかれましては、加入者が自己破棄した履歴を管理していただき、その方が有効期限内に退職（または扶養削除）した場合は資格喪失届（または被扶養者異動届）に自己破棄した旨をご記入ください。 任継・特退の方は脱退する際に自己破棄した旨をお申し出ください。 なお、利用登録した際に返却していただいても差し支えありません。	
	資格喪失届を提出した後に、「資格確認書」の紛失が判明した。紛失届の提出が必要か。	28	事業所において、資格喪失届（または被扶養者異動届）の提出後に「資格確認書」の紛失等が判明した場合は、当組合のHPの「各種申請書（適用・給付）」コーナーにある「資格確認書紛失届（退職又は扶養削除後）」に必要事項を記載のうえ、ご提出ください。	
	再交付 「資格確認書」に記載された記号、番号、氏名、性別に変更（訂正）があった場合は再交付が必要か。	29	交付済みの「資格確認書」を事業所を経由して（任継・特退の方は直接）差し替える形となります。変更（訂正）前の「資格確認書」を添付して、理由に応じて届書をご提出ください。 【記号・番号】被保険者資格取得届・喪失届（取得時訂正、または定年再雇用等による番号の変更） 【氏名】被保険者氏名変更届、記載事項変更届（被扶養者） 【性別】被保険者資格取得届、または被扶養者異動届（取得時または認定時訂正）	
	「資格確認書」を紛失、またはき損等した場合は再交付が可能か。	30	「資格確認書紛失・き損届」を事業所経由で（任継・特退の方は直接）ご提出ください。き損等した場合は「資格確認書」を添付してください。マイナ保険証を利用できない状況にある方には「資格確認書」を再発行いたします。なお、マイナ保険証を同時に紛失した場合は、「資格確認書（再）交付申請書」も同時に提出してください。	
その他	退職した場合や家族が扶養から外れた場合、健康保険証は回収、返却する必要があるか。	31	令和7年12月2日以降は、健康保険証による受診はできなくなるため、資格の有無に関わらず返却は不要です。ご自身の被保険者等記号・番号を確認するために保管していただくか、ご自身で破棄してください。	
	令和7年12月2日以降、「高齢受給者証」を返却する必要があるか。	32	高齢受給者証をお持ちの方のうち、マイナ保険証を保有している方はマイナ保険証で、保有していない方は「資格確認書」で受診することができます。いずれの方も高齢受給者証の提示は不要になります。なお、ご退職等で資格喪失等される場合は高齢受給者証の返却が必要となりますが、紛失等された場合は喪失届や被扶養者（異動）届に添付できない理由を記入していただきます。	
	出版健保に登録されているマイナンバーを削除してほしい。	33	健康保険法上、健康保険組合はマイナンバーの収集を義務付けられています。また、マイナンバーを用いて健康保険事務を行っており、削除することはできません。	